

板橋区録音版広報貸与事業取扱要綱

(平成元年 12 月 27 日区長決裁)

(目 的)

第 1 条 この要綱は、視覚障がい者に対し、録音版「広報いたばし」(以下「録音版広報」という。)を発行し、障がい者福祉の向上を図ることを目的とする。

(対象者)

第 2 条 録音版広報の貸与を受けられる者は、板橋区の区域内に住所を有する次のいずれかに該当する者とする。ただし、板橋区外の施設に入所している者並びに点字版広報の交付及び録音版広報の交付を受けている者は除く。

- (1) 視覚障がいにより身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条の規定に基づく身体障害者手帳(以下「身体障害者手帳」という。)の交付を受けている者
- (2) その他区長が特に必要と認めた者

(申 請)

第 3 条 録音版広報の貸与を希望する者は、板橋区録音版広報貸与申請書(別記第 1 号様式)により、区長に申請しなければならない。

(決定等)

第 4 条 区長は、前条の申請書を受理したときは、第 2 条に定める要件を有するか否かを調査し、貸与の可否を決定する。

2 区長は、前項の決定をしたときは、板橋区録音版広報貸与決定通知書(別記第 2 号様式)又は板橋区録音版広報貸与申請却下通知書(別記第 3 号様式)により申請者に通知しなければならない。

(発行回数)

第 5 条 録音版広報は、区広報紙「広報いたばし」の発行回数に応じて発行する。

(実施内容及び方法)

第 6 条 録音版広報の内容は、区広報紙「広報いたばし」の掲載記事に基づき編集する。なお、編集・作成及び発送は、委託して行う。

(録音テープの返送)

第 7 条 第 4 条第 2 項に規定する録音版広報貸与決定通知書を受けた者(以下「被決定者」という。)は、貸与された録音テープを、貸与日から 10 日以内に区の指定する委託先まで返送しなければならない。

(届 出)

第 8 条 被決定者は、録音版広報の貸与を必要としなくなった場合又は届出事項に変更があった場合は、速やかに板橋区録音版広報貸与異動届(別記第 4 号様式)により、区長に届出なければならない。

(被貸与資格の消滅)

第 9 条 録音版広報の被決定者が次の各号の一に該当するときは、被貸与資格は、消滅する。

- (1) 第2条に規定する要件を欠くに至ったとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 辞退したとき。
- (4) 第7条に規定する返送を怠り、未返送が続くとき。
- (5) その他区長が交付を不相当と認める事由が生じたとき。

2 区長は、前項の規定により、被貸与資格が消滅したときは、板橋区録音版広報資格消滅通知書（別記第5号様式）により、被決定者であった者に通知する。ただし、被決定者が死亡した場合は、この限りでない。

（申請の代行）

第10条 第3条及び第8条に規定する申請又は届出は、当該行為を行おうとする者に代わって、その者の親族等が行うことができるものとする。

（台帳の整理）

第11条 区長は、録音版広報の貸与状況等を明らかにするため、板橋区録音版広報貸与者台帳を備える。

（委 任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は政策経営部長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱制定以前に貸与決定を受けた者は、この要綱に基づきなされたものとみなす。

付 則

この要綱の一部改正は、平成5年4月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成11年4月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、令和7年4月1日から施行する。

別記第 1 号様式

板橋区録音版広報貸与申請書

年 月 日

板 橋 区 長

申請者 住 所
氏 名
対象者との続柄
電 話

板橋区録音版広報貸与について、板橋区録音版広報貸与事業取扱要綱第 3 条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

対象者 (障がい者)	氏 名			
	住 所			
	生年月日		電 話	
	障がい名			
	身体障害者手帳	記号番号	程 度	交付年月日
		号	級	年 月 日
	病院入院	有 無	施設入所	有 無
	病 院 名			
	病院所在地			

※ 添付書類 身体障害者手帳（写し）を添付してください。

※ 板橋区は、本事業に関し申請又は届出いただいた個人情報について、個人情報の保護に関する法律及び東京都板橋区個人情報保護法施行条例等の規定に基づき適正に管理し、板橋区録音版広報交付事業の実施(実施にかかる準備作業や統計処理などの事務を含む)のために利用します。

また、板橋区は、板橋区議会等の関係機関に対して、当該機関が発行する広報紙の交付等のため、必要な個人情報を提供する場合があります。

第 2 号様式

板橋区録音版広報貸与決定通知書

年 月 日

様

板橋区長

年 月 日付けで申請のあった板橋区録音版広報貸与資格について、板橋区録音版広報貸与事業取扱要綱第 4 条に基づき審査した結果、下記のとおり録音版広報の貸与を決定したので通知します。

記

認 定 番 号	
被決定者氏名	
被決定者住所	

第 3 号様式

板橋区録音版広報貸与申請却下通知書

年 月 日

様

板橋区長

年 月 日付けで申請のあった板橋区録音版広報貸与資格について、板橋区録音版広報貸与事業取扱要綱第 4 条に基づき審査した結果、下記の理由により却下したので通知します。

記

対 象 者	
住 所	
却下理由	

第4号様式

板橋区録音版広報貸与異動届

年 月 日

板 橋 区 長

申請者 住 所
氏 名
対象者との続柄
電 話

辞 退 を し た い
録音版広報貸与の 申請内容を変更した ので、板橋区録音版広報貸与事業取扱要綱第8条
資 格 が 消 滅 し た

の規定に基づき届出いたします。

記

対象者氏名			認定番号	
対象者住所			電話番号	
変 更 後				
変更事由	住所（転居）		電話番号	
	氏 名			
	その他			
	資格の消滅	☐ 転出 ☐ 死亡 ☐ 辞退 ☐ その他（理由 ）		
変更（消滅）年月日		年 月 日		

第 5 号様式

板橋区録音版広報資格消滅通知書

年 月 日

様

東京都板橋区長

下記のとおり、板橋区録音版広報の被貸与資格が消滅しましたので通知します。

記

氏 名	
住 所	
認定番号	
資格消滅年月	
資格消滅理由	